

令和4年度も残すところ数日となりました。令和4年度事業のまとめ、令和5年度事業の準備にお忙しいことと思います。

今回は、妊産婦に対する肝炎ウイルス検査、市町村からのお問い合わせに関する情報提供などとなっています。

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



……妊産婦に対する肝炎ウイルス検査について……

令和5年3月10日厚生労働省健康局から「妊産婦に対する肝炎ウイルス検査に関する情報提供の充実について」が発出されました。

- ① 肝炎ウイルスの感染者は自覚症状が乏しいこともあり、早急な治療の必要性を認識しにくい。ため、適正なフォローアップが重要となります。妊産婦等への適切な情報提供をお願いします。厚生労働省作成「妊産婦向けリーフレット」が、下記に掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001053961.pdf>

- ② 県では、ウイルス肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、検査費用の助成を行っています。令和2年度からは妊婦健診で行う肝炎検査で陽性となった場合も、初回精密検査の助成対象となっています。必要な方への情報提供をお願いします。

【事業名】ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/kenko/kenko/nanbyo/jyuusyuka.html>

- ③ 妊婦健診におけるB型肝炎抗原検査及びC型肝炎抗体検査の結果については「標準的な電子的記録様式」に定められ、令和2年6月以降、市町村が電子化した場合にマイナポータル上で閲覧可能となっています。厚生労働省の母子健康手帳、母子健康情報等に関する検討会では、「B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、風疹抗体、HTLV-1抗体、子宮頸がん検診」の検査結果を「最低限電子化すべき情報」に追加すべきとされました。

国リーフレット(表)



市町村からのお問合せ

市町村からお問い合わせいただいた内容について情報提供しますので、参考にしてください。

新生児聴覚検査について保護者に情報提供できるチラシはありますか

長野県難聴児支援センターが作成したチラシが下記に掲載されていますので、妊娠届出時等にご活用ください。

また、長野県難聴児支援センターでは、お子さんの耳の聞こえやことばの育ちについてご家族や保健師等からの相談への対応や関係者への支援等を行っています。困ったときには、ぜひ専門スタッフの力をご活用ください。



チラシ掲載場所	http://shinshu-nanchouji.jp/ 「お父さんお母さんへ」(PDF)
長野県難聴児支援センター	電話 0263-34-6588

出生前検査について妊婦に情報提供できるチラシはありますか

出生前検査認証制度等運営委員会のHPに妊娠届出時に配布することのできるチラシが掲載されています。妊婦等への適切な情報提供にお役立てください。



妊婦等への配布用チラシ	「一緒に考えよう、お腹の赤ちゃんの検査」 掲載内容 ・出生前検査に関する情報提供(チラシ) ・出生前検査に関する情報提供・支援体制の留意事項 https://jams-prenatal.jp/concerned-person/municipality/
情報提供サイト	出生前検査認証制度等運営委員会 「一緒に考えよう、お腹の赤ちゃんの検査」 https://jams-prenatal.jp/ 信州大学医学部附属病院「YS(よりそい・ささえる)外来」 https://www.hp.md.shinshu-u.ac.jp/ys/ 長野県立こども病院「出生前診断相談外来(いちご外来)」 https://nagano-child.jp/department/obstetrics

【「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について】

令和4年12月26日に母子保健法施行規則の一部を改正する省令が公布され、下記の見直しが行われました。



- ・3・4か月児健康診査及び1歳6か月児健康診査における胸囲並びに3歳児健康診査における頭囲は、測定の根拠が乏しいことから、記録欄を削除する
- ・3歳児健康診査の記録欄に、屈折検査に係る欄を新設する 等

この見直しを踏まえ、令和5年3月22日付け【「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について】が発出されました(3/22OnePublic掲載)。乳幼児に対する健康診査の基本情報票、乳児期(例として3~4か月健康診査)、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の健康診査票及び問診票が改正され、令和5年4月1日から適用することとなっています。

不育症検査費用助成事業について

センターだよりNo.8でお知らせした本事業の詳細が決まりました。申請についての相談は、各保健福祉事務所健康づくり支援課をご紹介ください。

対象者	2回以上の流産の既往があり、先進医療実施医療機関で検査を受けた者
対象検査	流産検体を用いた遺伝子検査(次世代シーケンサーを用いた流産産絨毛・胎児組織染色体検査)
助成金額	1回の検査に係る費用の7割に相当する額、ただし上限6万円
医療機関	対象検査の実施機関として届出又は承認がなされている保健医療機関 令和5年3月1日時点 7医療機関(全国) *厚生労働省の承認を受けた医療機関は下記からご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kikan02.html
その他	申請先:申請者の住所地を管轄する保健福祉事務所 申請書類等:県ホームページ「妊活ながの」に掲載 https://ninkatsu.pref.nagano.lg.jp/subsidy/602/

国庫補助金について

令和4年度、令和3年度分への報告等への対応ありがとうございました。

令和3年度分が確定しましたので、今後行われる返還金への対応についてご準備ください。

なお、確定通知は準備ができ次第送付します。

補助金名(令和3年度分)	返還期限
母子保健衛生費国庫補助金(恒久分)	R5年6月15日(木)
母子保健衛生費国庫補助金(R2年度からの繰越分)	今後、通知あり
未熟児養育医療国庫負担金	R5年6月5日(月)

退任のあいさつ 傳田母子保健推進員

母子保健推進員として3年間、母子保健に特化した業務に携わせていただきました。精神保健業務や、感染症業務を行ってきた私にとっては、本当に学びの多い3年間でした。

これからの「人」を育てる母子保健、親支援。市町村の保健師さんのきめ細やかな活動や、信念を持った活動、市町村保健師の力強さを感じました。

国も母子保健対策に力を入れ、様々な施策を打ち出しています。時代とともに変わっていく中で、今後も信州母子保健推進センターと共に歩んでくださるようお願い致します。

ありがとうございました。

(傳田 純子)



来年度も皆様のお役に立つ情報提供・情報共有に努めてまいります。1年間、ありがとうございました。

<連絡先>◎信州母子保健推進センター 県保健・疾病対策課 直通電話 026(235)7141

担当圏域	母子保健推進員	配置場所	連絡先
佐久・小上・飯田・長野・北信	小山 佐知恵	保健・疾病対策課	026(235)7141
諏訪・伊那・木曾・松本・大北	伝田 純子	松本保健福祉事務所	0263(40)1937